

## 相談事例

### 《相談の内容》

60代の女性からの相談。ある日、相談者宅に「介護保険を利用し、階段の手すりの取り付けとトイレを水洗トイレに改装する工事が無料できる。」という電話勧誘があった。夫は要介護者なので、後日、訪問してもらい説明を聞いて契約をかわしたが、工事が始まってから、介護保険を利用しても「無料」にならず高額な費用が必要になると言われた。階段の手すりの取り付け工事は完了しているが、契約を取り消しできるだろうか。

## 介護保険制度を悪用し 高齢者を狙った悪質リフォーム！

### 《対応のポイント》

高齢者を狙った悪質住宅リフォーム工事です。

訪問販売や電話勧誘販売では、契約後8日以内であればクーリングオフ（無条件解約）できます。また、訪問販売で、正当な理由もなく、日常生活に通常必要な量を著しく超える契約をした場合、契約後1年以内は、契約の解除ができます。

これらの解除期間を過ぎても、セールストークに嘘があったり、不適切な勧誘方法によって契約した場合は、契約の取り消しができることもあります。

## 身守りのポイント

悪質業者は親切なふりをして、言葉巧みに高齢者に近づきます。高齢者は昼間一人であることが多く、訪問販売や電話勧誘のターゲットになりがちです。このような高齢者を狙って、不必要なリフォーム工事を次々と契約させる悪質業者がいます。また、高齢者は「騙されたことに気付きにくい」「被害に遭っても誰にも相談しない」ことが多く、被害を深刻にさせるのです。

このような被害を食い止めるには、家族を含めた周りの人達が高齢者の生活の変化に気づくことが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 **043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111